

監査公表第 715 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 28 日

京都市監査委員 中 村 三之助

同 鈴 木 正 穂

同 西 村 京 三

同 光 田 周 史

1 平成26年度包括外部監査（平成27年3月31日監査公表第707号）

（観光施策－1）

指 摘 事 項						
<p>第2 観光施策について</p> <p>2 観光施策の監査の結果</p> <p>2. 7 ホームページについて（指摘）</p> <p>監査の過程で、状況把握を行うために京都市の各種ホームページを閲覧したが、平成26年12月15日現在、以下の誤記載等が発見された。</p> <p>なお、一部、伝統産業に関するホームページもあるが、まとめて本項目で記載する。</p> <p><b>【京都市：「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画(政策編)進捗状況 No. 51300】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">共汗指標</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">指標名</th> <th style="text-align: center;">現況値 (23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年間の延べ宿泊数(宿泊者数×平均宿泊日数)</td> <td style="text-align: center;">1,414万泊 (推計値)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（出典：京都市ホームページ）</p> <p>（注）共汗とは、市民と行政が夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して協働するという趣旨の造語である。）</p> <p>京都市担当者に確認したところ、正しい現況値は1,414万泊ではなく、2,214万泊である。</p> <p><b>【京都市：京都観光総合調査及び入洛観光客実態調査に関する質疑に対する回答】</b></p> <p>現在位置が トップページ→観光・文化・産業→観光→観光調査→平成23年→京都観光総合調査及び入洛観光客実態調査に関する質疑に対する回答、の箇所に添付されている</p>	共汗指標		指標名	現況値 (23年度)	年間の延べ宿泊数(宿泊者数×平均宿泊日数)	1,414万泊 (推計値)
共汗指標						
指標名	現況値 (23年度)					
年間の延べ宿泊数(宿泊者数×平均宿泊日数)	1,414万泊 (推計値)					

が、質疑に関する回答（PDFファイル）をダウンロードした場合は問題ないが、直接アクセスすると、文字化けしており、質疑状況が読めない。

【京都市：伝統産業の日2014】



（出典：伝統産業の日2014ホームページ）

（誤）

乗車無料—元離宮二条城等の文化施設に無料でご入場いただけます。

入場無料—京都市営地下鉄，京都市バスに無料でご乗車いただけます。

（正）

入場無料—元離宮二条城等の文化施設に無料でご入場いただけます。

乗車無料—京都市営地下鉄，京都市バスに無料でご乗車いただけます。

ホームページは重要な情報提供手段であり、正しく情報を載せる必要がある。当然ながら、監査人は監査に必要な情報のみ閲覧しているが、その中でもこれだけの誤記載等が発見されたことを考慮すると、単なるケアレスミスではなく、ホームページ作成過程でのチェック機能が不十分であると言わざるを得ない。従って、上記の誤記載等については訂正すると共に、ホームページの作成過程・チェック機能についても見直す必要がある。

講 じ た 措 置

ホームページの記載内容については、直ちに修正した。

また、今後ホームページを更新する際には、決裁上のデータではなく、更新前にウェブ上での実際の表示を複数人が確認するなど、ホームページ公開前のチェック体制を強化した。

指 摘 事 項

第3 伝統産業振興施策について

3 契約事務について

3. 4 契約事務に関する結果及び意見

3. 4. 4 「京もの」カタログ制作について(その2) (指摘)

上記の京ものカタログを市へ納品した事実として、先方からの納品書を閲覧したところ、市の職員が現物を確認した証跡である職員の履行確認の押印が納品書にされていなかった。

市は、調達事務を適正に執行するために、物品等の履行確認(検収)は、納品時に必ず複数の職員で実施し、納品書の余白部分にゴム印などで履行確認印欄を作成し、誰が実施したかわかるように担当者の押印をすることとしている。(市提供資料:「調達事務の適正な執行について」2(7)要約)

担当課によると、現物と納品書により履行確認を行ったが、当契約の委託内容には著作権の買取りも含まれていたため、納品書とは別に「履行確認書」を作成し、納品書はその添付資料とし、履行確認印は「履行確認書」のみに押印したとのことである。

実際に「履行確認書」を閲覧したところ、担当者の履行確認の押印が確認でき、納品書は添付資料であることが明記され、京ものカタログ1,000部が納品されたことの履行確認を実施したことは確認できる。しかし、その他に版下原稿及び当該電子データを受領した旨は「履行確認書」に明記されていなかった。

当該委託契約に係る仕様書には、版下原稿及び当該電子データを市に納入する旨が記載されているため、これらについて市の職員が検収した事実を「履行確認書」に明記すべき、もしくは納品書を入手すべきであったと考えられる。

そのため、納品書に履行確認の押印をせずに「履行確認書」を作成する際は、何を履行確認したか明確に記載し、履行確認を実施した事実を事後的に把握できるように作成すべきである。

講　　じ　　た　　措　　置

平成27年3月16日の産業観光局課長会での周知により、納品書とは別に「履行確認書」を作成する場合は、内容を明確に記載するよう、徹底した。

## 指 摘 事 項

## 第4 文化施策について

## 2 契約事務について

## 2. 4 契約事務についての結果及び意見

## 2. 4. 1 ゾウの繁殖プロジェクトについて（その1）（指摘）

No.	1		
主要施策の事業名	新「動物園構想」の推進		
担当課	動物園		
委託内容	平成25年度「ゾウの繁殖プロジェクト」に係る業務委託		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	本業者のみの取扱のため		
契約相手先	株式会社アムズインターナショナル		
契約変更した場合の内容、金額	ゾウ飼育場所からビエンチャン飼育管理場所までのラオス国内輸送について、ラオスにおける各種調整に時間を要しているため、履行期限を平成26年3月31日から平成26年8月31日に変更している。		
契約期間	開始	平成26年1月14日	
	終了	平成26年8月31日	
契約実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	一千円	766千円	17,850千円

「ゾウの繁殖プロジェクト」は京都市動物園開園110周年(平成25年)及び日本とラオスの外交関係樹立60周年(平成27年)を契機に、両国友好のシンボルとして実施する記念事業であり、京都市動物園とラオス天然資源・環境省森林資源管理局が共同して実施しているものである。

当プロジェクトの推進にあたり、ラオス側から京都市動物園に受け入れる子ゾウ4頭について、ラオス側が子ゾウを選定し日本に輸入するまでの間、ラオス国内において飼育管理等を行う必要があるため、これらに伴う業務を委託している。

「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の運用上の注意等によれば、「特

定の者との随意契約を行う場合であっても、詳細な見積書を提出させ、積算と突合して見積書の内容を精査し、また見積書の再提出を求めるなど価格交渉を行うこと」とされており、詳細な見積書を入手し内容を精査すべきである。

しかしながら、本契約の見積書はプロジェクトに係る費用一式として合計金額を提示しているのみであり、別途詳細な見積明細を入手していなかった。また、請求書も見積書と同様、費用一式として合計金額のみが記載されており、別途明細はなく内訳が把握できなかった。

見積書や請求書はその明細まで入手しなければ、金額の妥当性を客観的に検討できないうえに、今後同様の委託契約を締結する際に参考とすることもできない。

委託契約を行う際は見積書や請求書の内訳明細を入手し、内容を精査すべきである。

#### 講 じ た 措 置

指摘を受け、平成 27 年 3 月 25 日に所属長である動物園総務課長から計理事務担当者に対して、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの内容を示し、特定の者との随意契約を行う際には、内訳が確認できる詳細な見積書や請求書を入手することで、その内容を精査し、同様の契約と比較して著しく金額が高い場合等については、見積書を再提出させるなどの価格交渉を行うように周知徹底した。

当該契約については、本園にゾウが導入されたため、以降の契約は行っていないが、指摘後は他の契約についても同様に、内訳が確認できる詳細な見積書や請求書を求め、内容の精査を実施し、決裁時に承認者が確認するよう徹底している。

指 摘 事 項
<p>第4 文化施策について</p> <p>2 契約事務について</p> <p>2. 4 契約事務についての結果及び意見</p> <p>2. 4. 2 ゾウの繁殖プロジェクトについて（その2）（指摘）</p> <p>「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の運用上の注意等によれば、価格交渉を行ったときは、「契約の決定において交渉の経過の記録を添付すること」とされている。</p> <p>しかしながら、本契約における価格交渉は担当者がメールや電話でやりとりをしており、上席者もその内容について随時報告を受けていたとのことであるが、その内容が記録されず、契約の決定において記録の添付がされていなかった。</p> <p>交渉経過の記録を保存することで、交渉内容に改善点や不備等がなかったか検証することが可能となるほか、今後同様の委託契約を締結する際の参考とすることができる。</p> <p>価格交渉を行ったときは、交渉の経過を記録するとともに契約の決定において当該記録を添付すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受け、平成27年3月25日に所属長である動物園総務課長から計理事務担当者に対して、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの内容を示し、特定の者との随意契約を行う際には、内訳が確認できる詳細な見積書や請求書を入手することで、その内容を精査し、同様の契約と比較して著しく金額が高い場合等については、見積書を再提出させるなどの価格交渉を行うこと、また、価格交渉を行った場合については、交渉の経過を記録したうえで、必ず契約の決定において当該記録を添付するように、周知徹底した。</p>



## 指 摘 事 項

## 第4 文化施策について

## 2 契約事務について

## 2. 4 契約事務についての結果及び意見

## 2. 4. 3 元離宮二条城出札業務委託について（その1）（指摘）

No.	3		
主要施策の事業名	元離宮二条城運営（経常経費）		
担当課	文化市民局元離宮二条城事務所		
委託内容	平成25年度元離宮二条城出札業務委託		
契約方法	随意契約		
契約相手先	公益財団法人京都市観光協会		
契約期間	開始	平成25年4月1日	
	終了	平成26年3月31日	
契約実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	12,317千円	12,379千円	12,686千円

二条城の入城料等の徴収及び収納事務を行う二条城出札業務の効率化及び円滑化を図るため、外部委託を実施している。京都市は、当該委託業務の契約先の選定にあたって重要視する要件として以下の2点をあげている。

- ① 高額の公金を取扱う関係上、安心して業務を任せることができること。
- ② 年間140万人もの来城者に対し、遅滞なく発券処理が行える能力を有していること。

当該業務は、随意契約によって、公益財団法人京都市観光協会（以下、観光協会という。）に委託している。観光協会は、京都市における観光事業の振興を図り、産業、経済の発展と文化の興隆に資することを目的として設立された法人である。

京都市の担当課は、随意契約による観光協会への委託理由について、以下の2点をあげている。

- ① これまで二条城の主なイベントに積極的に協力をし、その観光情報の収集、宣伝紹介、催しの企画実施、観光案内等に関する能力により、近年の入場者の増加に貢献してきている。

② 二条城のみならず市の他の文化財施設の公金収納事務の受託実績を有し、10年以上にわたって、事故もなく実施している。

確かに、観光協会の二条城への貢献実績はあるにしても、観光協会以外に、当該事業の委託先の重要な要件が当てはまらない事業者はいないとはいい難い。実際に、市の動物園の出札事務の委託先は、観光協会以外の民間事業者が実施しており、選定方法も公開プロポーザル方式で選定している。

そのため、公開プロポーザル方式をとって、広く事業者を集めて、重要な選定要件を満たすかどうか見極めたうえで、公平に委託先を選定すべきである（但し、本案件は、平成26年度からプロポーザル方式に移行している）。

#### 講 じ た 措 置

当該業務委託については平成26年度からプロポーザル方式に移行しており、平成27年度も同様に実施し、今後とも継続して実施することとしている。

## 指 摘 事 項

## 第5 文化財保護について

## 4 補助金等について

## 4. 4 補助金等の監査結果及び意見

## 4. 4. 1 京都市文化財マネージャー育成事業負担金について (指摘)

No.	1		
負担金名	京都市文化財マネージャーの育成事業負担金		
担当課	文化財保護課		
課施策との関係 交付目的	平成20年度に専門的知識を活かして、歴史的建造物の調査や保存・活用策を提案できる文化財マネージャーの育成制度を創設し、人材育成に努めているところである。行政による保護対象とならない文化財の保護のために活動する本事業の実施は、行政の守備範囲を補う有効な事業であると認められるため、負担金を交付する。		
交付対象者	京都市文化財マネージャー育成実行委員会		
交付対象事業	「みやこ愛護委員」, 「みやこ文化財マネージャー」の育成		
根拠規定	京都市文化財マネージャー育成実行委員会規約第10条		
交付期間	開始	平成25年4月16日	
	終了	平成26年3月31日	
交付実績金額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	25,000千円	25,000千円	25,000千円

市はNPO法人古材文化の会、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターとともに京都市文化財マネージャー育成実行委員会を組織し、当実行委員会に負担金を交付している。負担金交付決定通知書によれば、事業終了後は直ちに事業終了届及び収支決算書を提出する旨が規定されている。文化財保護課では事業終了届や収支決算書の提出を受けた際はただちに供覧し、事業が適正に実施されているかモニタリングすることとしている。

しかしながら、当該書類にあたる文化財保護事業実績報告書の提出を受けた後も担当者が保管したままで、供覧されていなかった。これでは事業が適正に実施されているか把握

できず、仮に事業が非効率に行われている、または不適正に行われていても発見する機会が失われてしまう。

実績報告書の提出を受けた際はただちに供覧し、事業が適正に実施されているかモニタリングすべきである。

なお、実績報告書には京都市文化財マネージャー育成実行委員会による提出日の記載がなかった。報告が事業終了後に適時になされていることを証明するためにも、記載を求めべきである。

#### 講 じ た 措 置

実績報告書については、その事業が適正に実施されたことを確認するため、受領後、必ず供覧することとし、所属内へ周知した。

加えて、実績報告書に京都市文化財マネージャー育成実行委員会による提出日の記載がなかった件については、同委員会に対し、今後、日付の記載をしたうえで提出するよう指示した。

なお、平成 26 年度実績報告書については、提出日の記載があるものを平成 27 年 5 月 25 日付けで收受し、同日、所属内で供覧のうえ、事業が適正に実施されたことを確認した。

2 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 693 号）

（市税に係る軽減措置－1）

指 摘 事 項
第 2 章 市税に係る軽減措置 第 4 監査結果 2. 個人の市民税 （1）市税条例第 35 条の運用 ④ 市税の軽減の種類 <b>【指摘事項】</b> 市税条例第 35 条第 2 項は、「市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当し」とあるのを「市民税の納税者が当該年度に係る賦課期日において、次の各号のいずれかに該当し」と改定することを検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘の趣旨を踏まえたうえ、平成 27 年 9 月市会の議決を経て京都市市税条例を改正した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 2. 個人の市民税 (1) 市税条例第35条の運用 ⑤ 市税条例第35条第2項の「市長が必要があると認める場合」の要件等 <b>【指摘事項】</b> 市税条例第35条第2項の「市長が必要があると認める場合においては」との要件は通知等ではなく規則（施行細則）において可能な限り具体的に定めることを検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘の趣旨を踏まえて検討したところ、市税条例第35条第2項の規定による軽減措置の要件は、基本的に、既に全て条例により定められ、例外的な取扱いをすべき場合について、「市長が必要があると認める場合」という定めを設けており、現段階で典型的に規則化すべきものはなかった。今後定めるべき対象が生じる場合には、規則に可能な限り具体的に定めていく。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (2) 市税条例施行細則による課税免除 ④ 第4号「公共用アーケード」 <b>【指摘事項】</b> 課税免除ではなく、補助金を交付するなど、あり方を検討されたい。

講 じ た 措 置
アーケードのような償却資産は、経理の方法によって、課税対象となるか否かの違いが生じるため、税制上の取扱いに応じて課税に不公平が生じてしまう。 このことから、補助金等ではなく、引き続き、税制上の措置である課税免除によって税制上の不均衡に対応することとした。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (2) 市税条例施行細則による課税免除 ⑤ 第5号「学校法人以外の者がその設置する私立の特別支援学校又は幼稚園において直接保育又は教育の用に供する固定資産」 <b>【指摘事項】</b> 本号の課税免除については、その必要性を検討されたい。

講 じ た 措 置
学校法人以外の者が設置する私立の特別支援学校はなく、幼稚園についても設置主体が非課税対象の法人となっていることが確認でき、本課税免除措置の適用対象がなくなっていることから、規定を削除した。



指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (2) 市税条例施行細則による課税免除 ⑦ 第7号「消防法第21条第1項の規定により指定された消防水利の用に供する土地(消防水利の指定に伴い現実に使用収益することができない土地を含む。)及び償却資産並びに専ら消防団の用に供する固定資産」 <b>【指摘事項】</b> 課税免除ではなく、必要であれば、オープンな議論に適した補助金制度で、運用することなどを検討されたい。

講 じ た 措 置
平成26年度に調査可能なものは一通り調査を行った。 本件措置の対象となる資産は、公益のために使用収益に大きな制限を受けている実態にあることが改めて確認されたところであり、毎年、市民と本市双方に手続等の新たな負担やコストが生じ、また、予算の措置状況によって給付が削減され得るというデメリットがある補助金等ではなく、課税の免除が適当であると判断した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (4) 個別通達による課税免除 ① 個別通達 東本願寺東山浄苑に係る固定資産税の課税免除について <b>【指摘事項】</b> 東本願寺東山浄苑に係る固定資産税の課税免除は、過去の手続の面から問題があるといわざるをえず、課税免除の存廃を含めて検討されたい。

講 じ た 措 置
平成27年3月に「墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂その他当該納骨堂の管理の用に供する家屋及びその敷地」を課税免除の対象とする一般規定として規則化し、個別通達を廃止した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (4) 個別通達による課税免除 ② 個別通達 向島ニュータウン内の中央公園及びその周辺歩道に係る固定資産税の課税免除について <b>【指摘事項】</b> 本市の外郭団体である京都市住宅供給公社が整備したニュータウン内にあるトイレのみを特別扱いすることの合理性に疑問があるため、当課税免除規定の廃止の検討をされたい。

講 じ た 措 置
平成27年6月に個別通達を廃止した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (5) 市税条例による減免 ⑥ 市税条例第55条第1項第5号の減免 <b>【指摘事項】</b> 租税法律主義の観点から、減免類型は条例で定めるよう検討すべきである。

講 じ た 措 置
税の軽減措置は地方税法の趣旨の範囲内で行うべきものであり、その範囲内で市長に合理的裁量権が認められているため、条例から規則に委任することについては直ちに否定されるべきものではない。一方、指摘の趣旨を踏まえ、通達で定めていた軽減措置の一部を、上位法規である規則に規定した。今後も、必要に応じて適宜見直しを図っていく。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (7) 基本通達による減免 ① 光華寮舎（基本通達第3条第1号） <b>【指摘事項】</b> 国設置の寄宿舎の費用は当該国が負担すべきものであり，中華民国又は中華人民共和国の寄宿舎のみを対象として，実質的に課税免除することに合理性はない。 光華寮舎の用に供する固定資産に係る減免については，廃止も含めて検討されたい。

講 じ た 措 置
平成27年3月に本減免措置を廃止した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 （7）基本通達による減免 ② 公共事業のため土地開発公社によって買収され、使用収益することができなくなった固定資産（基本通達第3条第2号） <b>【指摘事項】</b> 本市の京都市土地開発公社についての説明どおりであれば、もはや必要のない規定であり、廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
平成27年3月に本減免措置を廃止した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 7. 償却資産に係る固定資産税 (1) 個別通達による課税免除 ① からくり時計 <b>【指摘事項】</b> 伏見大手筋商店街振興組合所有の「からくり時計」に係る固定資産税の課税免除は、個別の通達ではなく、規則として規定することを含め、見直しの検討をするべきである。

講 じ た 措 置
平成27年12月に、公共用アーケードなど不特定多数が便益を受ける商店街の設備を対象に規則として規定した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 7. 償却資産に係る固定資産税 (1) 個別通達による課税免除 ② 独立行政法人JSTの償却資産に係る固定資産税 <b>【指摘事項】</b> 必要な照会等を行った上で、課税の可否を改めて判断されたい。

講 じ た 措 置
地域産学官共同研究拠点事業は、国の事業として、イニシャルコストを国が、ランニングコストを地方が負担するものであり、平成27年10月に必要な照会を行ったうえで、本市が軽減措置を講じたことについて問題はないと判断した。 なお、本件償却資産については、平成26年中に京都市に譲渡されたため、平成27年度以降は、地方税法に基づく非課税措置の対象となることから、本件軽減措置については廃止した。



指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型
(1) 用途が自動販売機等
② 社団法人及び社会福祉法人に対する免除について
<b>【指摘事項】</b> 当該団体の本来業務の公益性の有無，程度にとらわれることなく，収益事業たる自動販売機の設置運営事業のための使用料等の減免措置の廃止を，障害者に働く場を提供する場合を除き，検討すべきである。

講 じ た 措 置
両団体と協議した結果，平成27年度から本市算定基準に基づいた使用料を徴収することとし，減免措置を廃止した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途, 団体の類型
(3) 用途が駐車場
① 伏見中央図書館駐車場 (相手方 (財) 京都市都市整備公社)
<b>【指摘事項】</b> 伏見中央図書館駐車場等は減免を行う理由が見当たらないため, 減免の取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
平成27年度から減免を取りやめた。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途、団体の類型
(3) 用途が駐車場
④ 山科駅西駐車場（普通財産、相手方 京都シティ開発(株) 所管課：建設局市街地調整課）
<b>【指摘事項】</b> 山科駅西駐車場における住宅入居者用月極め駐車場部分については、公益性が乏しい施設であるため、収支状況が悪くとも減免の廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
相手方である京都シティ開発(株)との協議の結果、貸付部分の見直しを行ったうえ、平成27年4月1日から減免を廃止した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (1) 用途が病院・診療所 ① 京都第二赤十字病院 <b>【指摘事項】</b> 京都第二赤十字病院に対する使用料減免の取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
平成27年度から減免を廃止した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ③ 使用許可・貸付けの用途が障害者支援施設など イ (福) 南山城学園に対する普通資産の貸し付け <b>【指摘事項】</b> 社会福祉法人南山城学園に貸し付けている土地の全部又は一部につき、適正価格で社会福祉法人南山城学園への売却を検討されたい。

講 じ た 措 置
法人との協議において、売却も視野に入れた検討を進めていくこととした。平成 27 年度は、売却に向けて、境界明示等に係る予算措置を行った。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ⑤ 使用許可・貸付けの相手先が社会福祉協議会の場合 ウ 社会福社会館に対する半額免除について <b>【指摘事項】</b> 社会福社会館に対する貸付料の半額の免除の取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
契約上、貸付料半額免除の相手方が京都府社会福祉協議会となっているが、実質的には京都社会福社会館運営委員会が独立採算で運営している。当該会館は、建物の老朽化が進み（築46年）、耐震性能も満たしておらず、早急な対応が必要であり、現在、将来構想委員会を設置し、建替えや改修についての方向性を検討しているところである。こうしたハードの状況を踏まえると、今後、多額の整備費用が必要となるが、当該会館の収支状況や資金余力が十分でないことを鑑み、貸付料半額免除を継続することとした。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ⑤ 使用許可・貸付けの相手先が社会福祉協議会の場合 エ 市社協に対する本来額 24,628 千円全額免除について <b>【指摘事項】</b> 社会福祉法人京都市社会福祉協議会に対する使用料の減免の取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
本件使用許可については、ひと・まち交流館京都において、3階部分を総務部と生活支援部が使用しており、4階部分を介護保険事業部と児童館事業部が使用している。介護保険事業部を除いては、継続的に事業を行ううえで必要な経費を超える収益が見込めないものの、同事業部のうち介護保険サービスに関しては事業に収益性があるため、当該団体へ使用許可を行うに当たって、介護保険事業部使用部分のうち介護保険サービス担当使用部分については使用料免除を取りやめることとした。

指 摘 事 項
<p>第3章 公有財産の使用料等の減免</p> <p>第4 監査結果</p> <p>4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型</p> <p>(3) 社会福祉法人に対するもの</p> <p>⑤ 使用許可・貸付けの相手先が社会福祉協議会の場合</p> <p>オ 区社協に対する全額免除について</p> <p><b>【指摘事項】</b> 全ての各区社会福祉協議会に対する減免の必要性を公益性だけでなく、収支状況も考慮し、支援が必要な区社協に対しては、一定の条件を付した上で、補助金での対応ができないか検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>各区社会福祉協議会に対する減免の必要性については、事業の公益性だけではなく、使用料を徴収してもなお一定の収益が見込まれるかどうかといった収支状況等も考慮したうえで、減免を継続することとした。</p> <p>なお、使用料の減免については、本市ホームページ等においてその状況が広く公表され、支援の透明性は確保されているため、補助金での対応によらず、引き続き使用料の減免を継続することとし、その適用に当たっては適正・厳格に対応していく。</p>



指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (4) 各種組合・農協に対するもの ⑤ 京都産業会館 <b>【指摘事項】</b> 当建物の全ての階（1階のバス転回場部分除く）において、公益性の薄いものについては、土地貸付料の減免の見直しの検討をするべきである。

講 じ た 措 置
京都産業会館においては、京都経済センター（仮称）建設に伴い、平成27年度末に現入居者の退去・移転を控えており、貸付先の運営する施設の利用中止や移転に伴う新規費用の発生などにより、貸付の相手方において収支状況の更なる悪化が見込まれている。また、当建物に入居している各団体は京都の伝統産業である和装産業と密接に関わり、各区分所有する建物を和装産業をはじめとした京都産業の振興など、公益的な目的を持って供しているため、土地の貸付料の減免を維持することとした。 なお、平成27年度末をもって、当該貸付契約は解除する予定である。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型
(2) 一般財団法人，一般社団法人などに対するもの
④ (財) 京都府部落解放推進協会 (普通財産 所管課：文化市民局人権文化推進課)
<b>【指摘事項】</b> (財) 京都府部落解放推進協会に対する土地の貸付料の減免について，見直しの検討をされたい。

講 じ た 措 置
<p>一般財団法人京都府部落解放推進協会（以下「協会」という。）は，同和問題をはじめとした人権に関する調査・研究及び啓発事業を行う団体であり，本市貸付地に建物を保有し，同事業を推進するとともに，地域交流のための貸室事業等を行っている。</p> <p>市有地の貸付料の設定に当たり，協会の事務室，倉庫，書庫等（建物面積の21%相当）について，協会が行う調査・研究及び啓発事業の公益性，協会の収支状況を踏まえ，貸付料を免除しているが，貸館，貸事務所等で使用している部分（建物面積の79%）については，本市の積算基準に基づく貸付料を徴収している。</p> <p>事務室，倉庫，書庫等の部分について，平成27年度の貸付料の通知に際し，平成26年8月5日付け行財政局長通知に基づき，冒頭に記載した協会及び協会の実施事業の公益性を認めただうえで，本件市有地の利用による収益性を考慮した貸付料の設定を検討したが，結果として，協会の過去3年の決算書類により，いずれの年も経常赤字となっていることを確認したため，当該土地の利用に係る利益は発生していないと判断し，現行の減免率を設定することとした。</p> <p>契約の更新に当たっては，協会の負担能力の有無を確認し，負担が可能と判断できれば，貸付料の免除の見直しを進めていく。</p>

(市税及び公有財産に関する軽減措置等－1)

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等 1 外郭団体への公有財産の貸付料等及び市税の軽減 (2) 京都市住宅供給公社 ③ 京都市住宅供給公社に対する税の免除, 貸付料等の減免 イ 公有財産の貸付料等の減免 － 洛西事業関連 <b>【指摘事項】</b> 洛西事業関連の全ての貸付料等の減免について, 廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
洛西事業関連の全ての貸付料等の減免について, 廃止を検討した結果, 「ラクセーナ駐車場敷地」については, 平成26年度から減免を廃止, 「洛西センタービル敷地」「ラクセーナ専門店増築部分敷地」「ラクセーナ専門店増築部分敷地(倉庫)」「ラクセーナ専門店街アーケード」「洛西中央駐車場」については, 平成27年度から減免を廃止した。

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等 3 部落有財産に関する管理 (5) 改善すべき事項 <b>【指摘事項】</b> 課税を要する可能性があるものや、課税を要するか否かについて追加調査を要すると考えられるものについては、更なる調査を行い、課税を要するとの判断に至ったものについては、課税に向けた取組を行われない。

講 じ た 措 置
平成 26 年度に行った追加調査の結果を踏まえ、課税を要するとの判断に至ったものについては、平成 27 年度から固定資産税を課税するなど、課税に向けた取組を行うこととした。

指 摘 事 項
第5章 まとめ 1 市税の軽減措置に関する現行制度上の課題 (3) 市長裁量, 通達による課税免除・減免について <b>【指摘事項】</b> 市長裁量で行うもの及び通達による課税免除・減免は, 必要最小限とすべきで, その場合も, 市民に公表・説明するべきである

講 じ た 措 置
指摘の趣旨を踏まえ, 通達で定めていた軽減措置の一部を, 上位法規である規則に規定した。今後も, 必要に応じて適宜見直しを図っていく。 また, これまでから本市ホームページで, 軽減措置の対象を公表等してきたところであり, 引き続き, 公表等を行っていく。

3 平成 24 年度包括外部監査（平成 25 年 3 月 29 日監査公表第 677 号）

（各補助金等に対する監査結果－ 1）

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p><b>【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等</b></p> <p>① 補助金の支出に対して効果はあるのか</p> <p style="text-align: center;"><b>No. 243 はり・きゅう・マッサージ施術費助成 6,371 千円</b></p> <p><b>【指摘事項】</b> 高齢者の健康増進への寄与など，効果の測定を適正に行い，制度的な見直しを検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>高齢者の健康増進への寄与については，医療費の軽減等を数値的に把握することは困難であるが，世界保健機関（WHO）や厚生労働省等の各種報告及び資料においてその有効性は確認されており，健康づくりの手段として広く市民に活用していただく必要性が認められること，また，多くの政令市においても実施されていることから，今後も継続して取組を進めていく必要があると認識している。</p> <p>近年，利用希望者が増加している状況にはあるが，本市の厳しい財政状況の中で効果的な事業運営を行うため，平成 27 年度から，75 歳に到達し新たに後期高齢者医療に加入した全市民に対し制度の周知を行うとともに，利用希望者が定数を超過した場合は，当該対象者に助成券の発行を優先的に行うこととした。</p> <p>この運用により，初めて本事業を利用する方の拡大を図り，はり・きゅう・マッサージ施術等による健康増進対策が一層図られるよう取組を進めていく。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【10】 補助金交付先団体への指導・監督はされているか</p> <p style="text-align: center;"><b>No. 57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金</b> <span style="float: right;"><b>22,633 千円</b></span></p> <p>【指摘事項】 交通費は計算根拠を明らかにして定めるべきである。また、所管課は元帳や領収証類を確認して補助金が適正に支出されているかを確認されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金の支出に係る確認については、平成 25 年 8 月 1 日に当該法人の事務局において、所管課である人権文化推進課が元帳及び領収書類を確認し、補助金が適正に執行されていることを確認した。</p> <p>また、財団法人京都市立浴場運営財団（解散時は一般財団法人京都市立浴場運営財団）が平成 26 年度末で解散したことに伴い、平成 27 年度から当該補助金を廃止した。</p>

指 摘 事 項	
2. 各補助金等に対する監査結果	
【12】 補助金要綱の不備はないか	
② 補助金の算定方法の不明確なもの	
No. 335 公衆浴場確保対策補助金	15,000 千円
【指摘事項】 補助金の組合員への配分方法の合理的な基準を定めるべきである。	

講 じ た 措 置
補助金交付要綱について改正を行い、補助対象設備の範囲を明確化し、補助率及び上限額の合理的な基準を定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施している。



指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【13】実績報告書の内容は適切か ① 収支計算書の内容の不備 No. 318 健康教室（健康づくり）事業補助金 6,270 千円 【指摘事項】補助金の交付決定に際し、証拠書類の提出を受け、支出内容等を確認すべきである。

講 じ た 措 置
補助金の交付額決定にあたり、事業実績報告書と併せて、事業概要、収支決算書、経費明細書等の要綱で定める証拠書類による確認に加え、補助金が充当されている地区健康教室及び地区健康づくり事業については、各事業等の事業実績報告書、支払関係書類も提出させ、本市においてもその書類の確認を行うことにより、交付した補助金が適切に執行されていることを確認した。

4 平成 23 年度包括外部監査（平成 24 年 3 月 29 日監査公表第 667 号）

（上下水道局－1）

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>（2）各種台帳の連携または整合性について（結果）</p> <p>局が作成する現物管理目的の台帳である公有財産台帳等（以下、「現物管理台帳」という。）と、会計帳簿である固定資産台帳は、それぞれ目的が異なる台帳であることを理由に、定期的に現物管理台帳と固定資産台帳の整合性を確認する手続きを行っていない。しかし、固定資産現物の管理は現物管理台帳で行われており、この現物管理台帳と固定資産台帳の整合性を確認しない限りは、固定資産台帳に記載され、決算諸表に反映されている固定資産が実際に存在し、または、漏れなく計上されているかの確認ができないため、両台帳の整合性の確認は、貸借対照表に計上される固定資産の実在性及び網羅性を担保するためには必須の手続きである。</p> <p>したがって、両台帳の整合性を検証する仕組みを構築するべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 26 年度末までに土地、建物、構築物、機械装置、工具・器具及び備品並びに車両運搬具について、現物、現物管理台帳及び固定資産台帳を照合する調査を実施し、一部資産の除却手続を行うなどの適正化を図った。</p> <p>今後は、毎年、各所属において現物、現物管理台帳及び固定資産台帳を照合して確認し、個々の固定資産の確認結果に係る報告書を経理課に提出させることにより、固定資産の現況を固定資産台帳に正確に反映させることとした。</p>

（監査事務局）